

令和8年度

農業水路等長寿命化・防災減災事業

戸田地先水路整備工事（その6）

特 記 仕 様 書

山 武 市

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

本工事の施工に当たっては千葉県農林水産部耕地課制定「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的 この工事は、農業用排水路を整備するものである。

2 工事箇所 山武市戸田地先

3 工事概要 この工事は、水路工事で、その概要は次のとおりである。

施工延長	L = 3 2 1 . 3 m
三面張水路 (H1500×B1500)	L = 90.00m
三面張水路 (H1400×B1400)	L = 46.00m
仮設道路撤去(部分撤去)	L = 321.30m
堰上げ施設 (堰板含む)	N = 1.0 箇所

4 工事数量 別紙工事総括表のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程関係
該当なし。

2 部分引渡し
該当なし。

3 工事期間

工事期間には、雨天・休日等を考慮している。

4 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- (1)本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- (2)受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- (3)工事の実施にあたっては、千葉県制定「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

5 週休2日制適用工事

- (1)本工事は、週休2日制適用工事である。
- (2)受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
- (3)受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- (4)受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- (5)週休2日制の実施にあたっては、「山武市週休2日制適用工事試行要領（令和8年6月版）」に基づき行うこと。

6 工程関係

該当なし。

第4章 現場条件

1 土 質 この工事の土質は、砂質土を想定している。

2 関連工事

該当なし。

3 第3者に対する措置

排出ガス対策

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装着の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

対象機種一覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) 油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw～260kw) を搭載した建設機械に限る。 道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く

4 環境対策等

(1)本工事で使用する軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。

(2)受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査

に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

5 安全対策関係

交通車輛等を規制する場合は、交通誘導員 1 式を配置し、安全に施工すること。

本工事における交通誘導員については下表のとおり計上しているが、条件変更などに伴い員数に増減が生じた場合は監督員と協議をするものとする。

設置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員の有無
市道（出入口）	1 名/日	交通誘導員 B1 名	昼 間	無

6 関係機関との調整

（1）工事支障物件等

該当なし。

（2）工事用道路関係

本工事の実施区間の仮設道路については、部分撤去とする。

7 建設副産物

（1）共通事項

ア 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」を用いて登録・作成しなければならない。

作成対象工事

受注金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

イ 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。

建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの(受渡確認伝票)を提出すること。

(2)建設発生土

発注者の指示により、搬出すること。

(3)路盤廃材

該当なし

(4)建設廃棄物

本工事により発生する場合

ア 有筋・無筋コンクリート殻・鉄筋二次製品コンクリート殻が発生した場合には、横芝光町宮川地内、片道運搬距離 17.2km の越川商店 に運搬し、処理するものとする。

イ 木屑処理(本工事は 1.6t)が発生した場合には、東金市山田地内、片道運搬距離 23.0km の(株)マルトシに運搬し、処理するものとする。

ウ 廃プラスチック類(本工事は 0.22t)が発生した場合には、山武市松尾町広根地内、片道運搬距離 14.0km の(株)新栄産業に運搬し、処理するものとする。

(5)建設リサイクル法

ア 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- ① 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年度法律 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- ② 受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面は「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に定めた様式 1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式 2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を使用するものとする。

イ 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- ① 建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対して、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。
- ② 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- ③ 書面は施工計画書に添付するものとする。

第 5 章 仮設備

1 指定仮設

該当なし。

2 任意仮設

本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、安全性、経済性、細部構造については受注者において十分検討を行い、

受注者の責任において決定し施工するものとする。

第6章 工事用地等

発注者が確保している用地

本工事は、曲線部が非常に多く境界等が非常に重要であり、少しでもズレが生じると既製品材料が不採用となってしまうため、手戻りのないよう充分注意を要する。

第7章 貸与設備

該当なし。

第8章 支給材料

該当なし。

第9章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

第10章 工事材料

1 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格品質は、次の通りであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

(1) 吸出し防止材

吸出し防止材 厚 0.7mm

(2) 生コンクリート

18-8-25 (65%)

(3) 再生クラッシャーラン

RC-40 40～0mm

(4) 三面張水路

標準タイプ (H1500×B1500×L2000) φ 50mm ウィープホール付

片斜切	(L=1650/1892)	上流側カット	〃
〃	(L=1109/1351)	下流側カット	〃
〃	(L=1220/1238)	上流側カット	〃
〃	(L=1301/1319)	下流側カット	〃
〃	(L=1618/1696)	上流側カット	〃
〃	(L=1618/1696)	下流側カット	〃
〃	(L=1507/1293)	上流側カット	〃
〃	(L=1507/1293)	下流側カット	〃
〃	(L=1520/1326)	上流側カット	〃
〃	(L=1520/1326)	下流側カット	〃
〃	(L=1724/1810)	上流側カット	〃
〃	(L= 831/ 917)	下流側カット	〃
〃	(L= 976/ 774)	上流側カット	〃
〃	(L=1231/1029)	下流側カット	〃
〃	(L=1037/1223)	上流側カット	〃
〃	(L=1037/1223)	下流側カット	〃
〃	(L=1299/1217)	上流側カット	〃
〃	(L=1371/1289)	下流側カット	〃
標準タイプ	(H1400×B1400×L2000)	φ 50mm	ウイープホール付
調整用	(H1400×B1400×L1000)	φ 50mm	ウイープホール付
片斜切	(L=1528/1308)	上流側カット	〃
〃	(L=1060/ 840)	下流側カット	〃
〃	(L= 810/1092)	上流側カット	〃
〃	(L= 810/1092)	下流側カット	〃
〃	(L= 776/ 674)	上流側カット	〃
〃	(L=1557/1455)	下流側カット	〃
〃	(L=1537/1477)	上流側カット	〃
〃	(L=1537/1477)	下流側カット	〃

片斜切 (L=1642/1710) 上流側カット 〃
 〃 (L=1642/1710) 下流側カット 〃
 〃 (L=1517/1351) 上流側カット 〃
 〃 (L= 974/ 808) 下流側カット 〃
 堰上げ施設 (堰板含む)
 足掛け用ステップ (後付け用) B=300

2 見本又は資料提出

下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承認を得なければならない。
 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
三面張水路 (H1500×B1500) (H1400×B1400)	カタログ、試験成績書
ウイープホール (φ 50mm L=20cm)	〃
吸出し防止材 厚 0.7mm	〃
生コンクリート 18-8-25	〃
再生クラッシャー RC-40 (40～0mm)	〃
堰上げ施設 (堰板含む)	〃
大型土のう袋 (耐候性)	〃

3 監督職員の検査又は試験

下記に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検 査、 試 験 項 目	備 考
三面張(H1500×B1500) (H1400×B1400)	寸法、数量、据付状況等	ワイプ・ホル設置も含む
基礎コンクリート	寸法、数量、厚さ等	
基礎砕石	〃	
埋戻し	〃	30cm 毎
吸出し防止材 厚 0.7mm	〃	

第 11 章 施 工

1 一般事項

設計図書を熟読し、施工内容を十分把握すること。特に完成時確認が困難な工種については直接測定、撮影記録等による施工管理を十分に行うこと。また、受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

不明な点については監督職員と打ち合わせを行うこと。

第 12 章 施工管理

1 本工事の施工管理は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」により実施する。

2 施工管理基準からの除外項目
該当なし。

第 13 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は以下のとおり。

- 1 掘削土の土質
- 2 転石の出現
- 3 表土の補充量
- 4 排水量・地下水位
- 5 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現(位置の変更含む)

第 14 章 設計変更

設計変更等については、契約書第 19 条から第 26 条及び土木工事共通仕様書第 1 編共通編 1－1－17 から 1－1－19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)令和 3 年 1 月」によることとする。

第 15 章 「三者会議」の実施

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。

施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

第 16 章 その他

1 火災保険等

本工事の完成引き渡しまで、工事目的物及び工事材料を火災保険、土木工事保険その他の保険に付するとともに、工事内容に応じた適切な請負業者賠償責任保険等に付すること。

なお、保険適用範囲にかかわらず請負者が第三者に損害・迷惑をかけた場合は、請負者の責任において処理することとし、既設構造物に損害を与えた場合もこれと同様とする。

2 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。